議 事 録

1. 日 時 令和3年4月23日 開会 午後 2時00分~

2. 場 所 北庁舎2階 2B会議室

3. 出席委員

1番藤田正子2番藤田哲夫3番伊藤能之4番荻野俊明5番藤井克巳6番村上和義7番石井義久8番山渕久司9番大中秋美10番藤原智11番橋本誠二12番池田賢治

13番 住元 保 14番 山本 建樹

以上 14名

4. 欠席委員

なし

以上 0名

5. 出席推進委員

立花 吉廣 田中 伸一

鈴木 清 左海みや子 山﨑 由紀浩

以上 5名

6. 事務局

藤田局長・滝井再任用職員・竹内再雇用職員

以上 3名

7. 議事

議事内容

議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと

議案第 8号 非農地証明願審議のこと

議案第 9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 集積計画決定のこと

議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと

報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる 専決処理について報告のこと

報告第11号 同 法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる 専決処理について報告のこと

報告第12号 明石市農地台帳点検等実施要領の一部を改正する要領 制定のこと

報告第13号 明石市農地台帳の閲覧等に関する事務処理要領の一部を 改正する要領制定のこと

報告第14号 明石市農業委員会証明事務取扱要領制定のこと

一 山渕会長が、議長に就任する 一

山渕議長: ただ今から第11回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

9番 大中 秋美 委員

10番 藤原 智 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願いします。

一 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する 一

山渕議長: それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が4件、報告が5件です。 はじめに、「議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にしま す。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一 議案を朗読説明する 一

山渕議長: 今月は1件の申請がありました。

昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: ○○番○○が、1番の土地について報告します。

議案7号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。設定する権利は、使用貸借権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は「水道管・下水道管の埋設道路の沿道にあり概ね500m以内に2つ以上の教育施設あり」に該当するので、第3種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も調っており、昨日の小委員会では、許可基準に適合しているので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長: 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

一 沈 黙 一

山渕議長: 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。 本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

一 「異議なし」の声あり 一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって、「議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。ただし、開発審査課において審査・決裁後、日付けを合わせて許可するものといたします。

山渕議長: 次に、「議案第8号 非農地証明願審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一 議案を「朗読説明」する ―

山渕議長: 今月は1件の証明願いがありました。

昨日の小委員会で現地調査を行っていますので、報告をお願いします。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番 ○○委員。

○○委員: ○○番○○が、1番の土地について報告します。

議案第8号の1番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況などを確認しました。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないので第2種農地です。現地の状況ですが、山林化しています。昨日の小委員会では、森林の様相を呈しており農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するので、非農地と判断して差支えないという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長: 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等あ

りませんか。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: こういった非農地証明は、よくあるのか教えていただきたい。

たとえば開拓で、終戦直後は畑であったが、年数が経ってこうなったとか。

事務局職員: どれくらいの頻度であるかということですが、ここ2、3年では年に1回くらいです。

この申請地の現況ですが、土地登記事項証明書には昭和59年に売買とあり申請者が取

得後、耕作せずに37年間経過し現況が山林化したものと思われます。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: こういった農地は、農地パトロールの対象外でしょうか。また、畑と田の区別はどのよ

うにしていますか。

事務局職員: 対象外ではありませんが調査区域が広範囲にあり、土地の登記地目「田」を主に調査

対象としている関係で周辺の畑は調査していますが、あきらかに山林等と思われる所は

除外しています。畑と田の区分については、登記地目によって区別しています。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: 何年ぐらい耕作しなかったら、非農地になりますか。また、山林になるような状態にしていれば非農地になりますか。

事務局職員: 何年間ということではなく例えば、現況が森林になっている等、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。それ以外に周囲の状況からみて、その土地を復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合は非農地と認められます。申請地は元々傾斜地で、取得時から畑としての利用は困難で、耕作できない状況であったと思われます。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員

○○委員: この申請地辺りは、猪がよく出るところで、耕作もしにくかったと思います。今回の例は山林化しているという事でしたが、猪が出て耕作しにくい土地は非農地認定していただけますか。農地として管理はしているが、非農地と認めてもらえると大変助かるのが現状だと思います。

事務局職員: 非農地として判断するのは、その土地が森林の様相を呈しており農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。それ以外にその土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に認められます。

山渕議長: 他に、ご意見ご質問等ありませんか。また、先ほどご質問された委員につきましては、 事務局の説明でよろしいでしょうか。

- 一 沈 黙 —
- 一 各委員了解 一

山渕議長: それでは、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。 本証明願を、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

一 「異議なし」の声あり 一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって、「議案第8号 非農地証明願審議のこと」は承認することに決定しました。

山渕議長: 次に「議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定 のこと」を議題にします。 事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一 議案を朗読説明する 一

山渕議長: 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されていますが、4番と5番については藤田正子委員の関連議案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、藤田委員には退席していただき、採決を採りたいと思います。

(藤田(正)委員、議事参与の制限により退席する。退席を確認した後)

山渕議長: それでは4番と5番について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご 意見・ご質問等ありませんか。

一沈黙一

山渕議長: 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

4番と5番について本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

一 「異議なし」の声あり 一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって「議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」の4番と5番は、本案のとおり決定しました。

藤田委員には着席していただきます。

(藤田委員を事務局職員が呼びに行き、席に戻る。着席を確認した後。)

山渕議長: それでは、1番から3番、6番から7番についてご意見・ご質問を受けたいと思います。

ご意見・ご質問等ありませんか。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: 〇〇番〇〇委員。

○○委員: 1番の使用貸借権というのは、家族とか親戚とかに多いと思いますが、他人にも使用貸

借権ということはありますか。

事務局職員: 家族以外にでも、無償で貸す使用貸借権の設定は、あります。

山渕議長: ○○委員よろしいでしょうか。

○○委員: 了解しました。

山渕議長: 他に、ご意見・ご質問等ありませんか。

一 沈 黙 -

山渕議長: 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

1番から3番、6番から7番について、本案のとおり、農用地利用集積計画を決定した

いと思いますが、これに異議ありませんか。

一 「異議なし」の声あり 一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって「議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」の1番から3番、6番から7番については、本案のとおり決定しました。

山渕議長: 次に、「議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一報告資料により報告する 一

山渕議長: 今月の案件は、1件です。

本案について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等 ありませんか。

一沈黙一

山渕議長: 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本証明願について、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

一 「異議なし」の声あり 一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって「議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」は、承認 することに決定しました。

山渕議長: 次に、報告に移ります。

「報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一報告資料により報告する 一

山渕議長: ただ今、「報告第10号」「報告第11号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

山渕議長: 次に、「報告第12号 明石市農地台帳点検等実施要領の一部を改正する要領制定のこと」、「報告第13号 明石市農地台帳の閲覧等に関する事務処理要領の一部を改正する要領制定のこと」「報告第14号 明石市農業委員会証明事務取扱要領制定のこと」以上の3件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一報告資料により報告する 一

山渕議長: ただ今、「報告第12号」「報告第13号」「報告第14号」の3件の報告事項につき、一括して報告がありました。

本案について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番、○○委員。

○○委員: 申請書の件ですが、妻が書いてもいいのですか

事務局職員: 申請者の了解を取れば、誰が書いてもよいのです。ワープロでも構いません。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: 氏名等の取り扱いについて、市役所全体でそのような取り扱いですか。

事務局職員: そのように取り扱います。

山渕議長: 他に、ご意見ご質問等ありませんか。また、先ほどご質問された委員につきましては、 事務局の説明でよろしいでしょうか。

- 一沈黙一
- 一 各委員了解 一

山渕議長: それでは、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山渕議長: 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。

これで、第11回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時30分 終了)

- ※ 小委員会 令和3年4月22日 午後1時30分~
 - ・出席委員

山渕会長 山本職務代理者 住元委員 大中委員 橋本委員

• 事務局

藤田局長 滝井再任用職員 竹内再雇用職員

上記事項の顚末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 渕 久 司

署名人 大 中 秋 美

署 名 人 藤 原 智